

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2025年（令和7年）8月21日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン蔵王 PARTⅡ

所在地 福山市南蔵王町五丁目16番60号

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場名	出入口の数	位置
店舗北側第1駐車場	3箇所	建物北側〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
店舗北側第2駐車場	4箇所	建物北側〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
店舗南側第3駐車場	4箇所	建物南側〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
PARTⅡ屋上駐車場	1箇所	PARTⅡ屋上〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
PARTⅡ平面駐車場	1箇所	PARTⅡ平面〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
合計	13箇所	

（変更後）

駐車場名	出入口の数	位置
店舗北側第1駐車場	3箇所	建物北側〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
店舗北側第2駐車場	4箇所※	建物北側〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
店舗南側第3駐車場	4箇所	建物南側〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
PARTⅡ屋上駐車場	1箇所	PARTⅡ屋上〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
PARTⅡ平面駐車場	1箇所	PARTⅡ平面〔資料【変更前】ゆめタウン蔵王 配置図〕
合計	13箇所	

※店舗北側第2駐車場の出入口の位置変更あり

3 変更年月日

2025年（令和7年）8月15日

4 変更する理由

駐車場敷地に飲食棟を建設・設置する為

5 届出年月日

2025年（令和7年）8月8日

6 縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

（2）縦覧期間

2025年（令和7年）8月21日から2025年（令和7年）12月21日まで

7 意見書の提出

（1）提出期限

2025年（令和7年）12月21日

（2）提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課